



情報通

2013. February 2月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会

題字：神津 信一 (四谷)

(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

所得税の確定申告書、まだ書面で提出しますか？

～e-Taxの利用で業務の効率化を～

東京税理士会 情報システム委員会

今年も各税務署で所得税還付申告書の受け付けが始まりました。東京国税局によると、管内の平成23年分所得税の申告件数約552万件中、依然として書面で申告書が提出されている税理士の関与先が50万件以上あったとのこと。

確定申告期を目前に控えた今月は、e-Taxの導入で私たちの業務がどのように変わったのかを考えるとともに、裏面では昨年11月に東京国税局管内の3税理士会(本会、東京地方会、千葉県会)役員等を対象に行われた、e-Taxの導入に関するアンケートの結果をご紹介します。

◆e-Taxで業務がこう変わる

所得税の確定申告期限である3月15日の事務所の状況を思い浮かべてみると、e-Taxを利用する前は、17時になっても最後の申告書の作成が終わらず、やっと出来上がった申告書を持ってクライアントの署名押印をもらい、それから車を飛ばして税務署の夜間ポストに投げ込むという状況でした。それがe-Taxを利用してからは、余裕をもって申告期限を迎えることができます。

というのも、税務署に申告書を持参したり郵送するには、思いのほか事務量がかかっていたからです。申告書を提出する税務署は通常1か所ではありません。近くの税務署なら事務員に持参させることができましたが、往復の時間がかかるのはもちろん、窓口での待ち時間もあります。事務所控えとクライアント控えの両方に収受印が押されているかを確認する必要もあるし、途中で申告書を紛失するリスクもあります。遠い税務署には郵送することが多かったですが、署ごとに仕分けをし、返信用封筒や送付リストを入れて間違いのないように申告書を封入するのは手間でした。大事な書類だから書留で送らなければならないし、控えが返信されてくるまでに結構時間がかかりました。控えが返ってこない、顧問料も請求できなかつたりもしました。

また、e-Taxの場合はクライアントの署名押印をもらう必要がないのが非常に助かります。もちろん、「そんな申告は知らない」と後でトラブルにならないように、予め「電子申告に係る利用者識別番号の利用同意書」をクライアントと取り交わすことが前提です。

●確定申告書等作成コーナーの紹介●

コストをかけずに申告書の作成・送信が可能

所得税のベンダーソフトを利用されていない会員には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の利用をお勧めします。作成コーナーを使えば給与所得者の還付申告書はもちろん、事業所得者や不動産所得者の申告書や決算書も計算誤りなく作成でき、減価償却費の計算なども基本的なものは対応可能です。作成したデータを保存しておけば、翌年の申告書作成時に活用することもでき、減価償却資産情報等の引継も可能。さらに、保存データは、修正申告書や更正の請求の作成時にも活用できます。

また、平成24年分からは、医療費控除の入力にあたり、エクセルなどの表計算ソフトを利用して作成した医療費に関するデータを読み込み、反映する機能も追加されました。

所得税だけでなく、個人消費税や贈与税にも対応しており、毎年進化を続ける国税庁の無料ツールを利用して、事務所運営の効率化を図ってはいかがでしょうか。



申告・納税は、
ネットから快適に!!

イグナ

旧ICカードの使用期限は平成25年3月31日まで!
新ICカードの取得を急いで下さい

「利用申込書の請求」及び「質問」は日税連電子認証局へ
TEL 03 (5435) 0940

問1-1 主に利用している税務申告ソフトはどのベンダですか



問1-2 主に利用している電子申告ソフトはどのベンダですか



問2-1 e-Taxの代理送信は利用していますか



問2-2 e-Taxの代理送信を利用しない理由(複数回答あり)

① コストがかかる	0名	⑥ パソコン・インターネットがない	1名
② メリットを感じない	5名	⑦ その他	
③ 收受印のある控が必要	3名	・得意先が望んでいない	
④ セキュリティが不安	5名	・関与先から積極的な要請がない	
⑤ パソコン操作が不安	0名	・クライアントが年1回署へ出向き空気を感ずたい。	

問3 科目別の代理送信の利用状況はどの程度ですか

【法人税】



【法定調書】



【所得税】



問4 e-Tax利用による事務の効率化の状況について教えてください

(1) 税務署や関与している法人への移動時間の短縮



(4) データ活用による事務処理の効率化・合理化



(2) 申告書等の持ち運びなどによる紛失リスクの回避



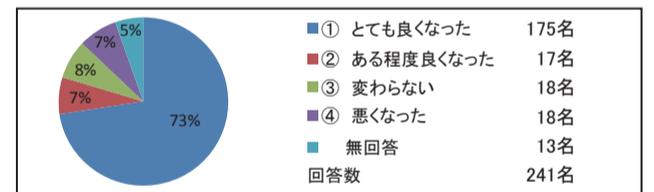
(5) 国税「ダイレクト納付」の利用による納付手続の利便性



(3) 事務所内スペースの有効活用



(6) eLTAXによる地方公共団体への給与支払報告書の送付作業の削減



(7) その他の事務の効率化の状況又は上記の具体例を教えてください

- ・ 郵券代、コピー代節約。顧客にも評判がいい。
- ・ 法定調書の作成が効率化された。
- ・ 納税者に大変信頼されている。
- ・ 償却資産申告書送付が便利。
- ・ 事務所スペースを削減できた。ペーパーレス化につながった。
- ・ 残業時間が少なくなった。申告月内に申告書を返却できるようになった。
- ・ 事務室内スペースの有効活用は、e-Tax等だけでなく、ペーパーレスも合わせて行っていないかと思いません。
- ・ 控えをなくしても、再発行できる点が良い。
- ・ 国税のサイフの管理まで税理士に押し付けられる様で、非常に嫌悪感がある。
- ・ 簡易書留代が減ったが、電子申告ソフト代がかかり、増減なし。
- ・ 遠方の申告(e-Tax) 効率化できた。
- ・ 移動の手間がなくなった。
- ・ 受付結果の印刷の手間が増えた。
- ・ 電子申告ソフトの維持費が高い。
- ・ 顧問先へメリットの説明がしにくい。
- ・ e-Taxは文字数制限があるのが良くない。
- ・ ダイレクト納付は地方税も使えないと意味がない。対象金融機関をもっと拡大してほしい。
- ・ eLTAXは全ての市町村が対象ではないので効率が悪い。
- ・ e-Taxで相続税など対象でない税目があり、非効率に感じることもある。
- ・ 顧客先の提出帳簿の遅れなど、月末にバタバタしなくなった。
- ・ 住民税の申告などは、手間が大幅に減った。
- ・ データを保存することにより、災害対策になっている。
- ・ 会社控の書類は、時間的余裕を生じた。
- ・ カラー出力不要の為、トナーのランニングコストが軽減された。

問5 e-Taxを利用することにより、増加したコストはどの程度ですか

(1) 導入に当たり購入したソフト代



(2) 年間のランニングコスト



問6 e-Taxを利用することにより、年間どの程度コストが削減されましたか

(1) 人件費



(2) その他費用

